

広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 目的

既存のパンフレットに未掲載の新たな施設等を軸に、広川町の新たな特色を反映した内容の電子雑誌、冊子（パンフレット等紙媒体）、動画を作成し、全国的に広川町の知名度を上げることを目的とする。

(2) 業務名

広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務（以下「本業務」という。）

(3) 事業主体

広川町

(4) 業務内容

広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務仕様書のとおり

(5) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 応募資格

プロポーザル参加申込みをする者は、参加申込書の提出日現在において、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

また、あとから条件を満たしていないことが発覚した場合も含め、応募資格の条件を満たしていない場合は、既に受託した業者であっても、参加を取り消し、受付しないものとする。

- (1) 広川町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領に定める入札参加資格を有する者であること（参加申込書提出時点で入札参加資格を有しない者は、参加申込書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する法人等でないこと。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

- (4) 広川町のいずれかの指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者、個人にあつては個人住民税並びに申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (8) タレントを起用したプロモーション実績が、20自治体以上あること。
- (9) 概ね過去2年以内に制作した、自治体のプロモーション動画の再生回数が、10万回を超える実績が10以上あること。
- (10) 制作する電子雑誌を、媒体歴10年を超えるメディア内で掲載、発信が出来ること。
- (11) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定するものに該当するものを除く。）。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与しているもの（実質的に関与している場合を含む。）
 - ③ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
 - ④ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者
 - (ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	期日等
実施要領、仕様書等を提示	令和6年7月8日(月)
質問受付期間	令和6年7月8日(月)から 令和6年7月17日(水)17時まで
質問回答日	令和6年7月22日(月)
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和6年7月24日(水)17時まで
企画書提出期限	令和6年7月31日(水)17時まで
審査会予定日(プレゼンテーション)	令和6年8月6日(火)
選考結果通知予定日	令和6年8月7日(水)
契約締結予定日	令和6年8月14日(水)まで
契約終了	令和7年3月31日(金)

4 プロポーザル参加申込書の提出

(1) 受付期間

令和6年7月8日(月)から7月24日(水)17時まで(必着)

(2) 受付場所

〒643-0071
和歌山県有田郡広川町大字広1500番地
広川町役場 地域振興課
TEL: 0737-23-7764
FAX: 0737-63-3085
E-mail: sangyou6@town.hirogawa.wakayama.jp

(3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② プロポーザル参加資格に関する誓約書(様式第2号)

(4) 提出方法

持参又は郵送(必着)による。

※持参以外の方法で提出をした場合は、担当あてに電話にて受領確認を行うこと。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 令和6年7月17日(水)17時までに質問書(様式第3号)にて提出のこと。

※提出は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。また、質問受付期間以降の質問は一切認めない。

※持参以外の方法で提出をした場合は、担当あてに電話にて受領確認を行うこと。

(2) 質問書の提出先

4の(2)と同じ。

(3) 質問への回答

令和6年7月22日(月)に、全ての質問と回答を記載した書類を広川町ホームページ内にて公開します。

6 企画書等の提出

(1) 提出期限

令和6年7月31日(水)17時まで(必着)

(2) 提出場所

4の(2)と同じ。

(3) 提出書類

① 企画書(様式任意)

- ・企画書A4サイズまたはA3サイズの用紙を用いることとする。
- ・提案書には、広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務仕様書を踏まえ下記の事項を記載すること。
 - (ア) ページ数
 - (イ) 内容例(イメージできるもの)
 - (ウ) 作成スケジュール(別紙でも可)
 - (エ) その他特記事項

② 見積書(様式任意)

内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、見積書には代表者印を押印すること。

③ 業務実施体制(様式任意)

④ 業務実績(様式任意)

概ね2ヶ年以内において、地方公共団体から受託し制作した、タレントを実際に掲載した電子雑誌、冊子(パンフレット等紙媒体)、動画等に係る実績を添付すること。

⑤ 会社概要書(最新のもの)

(1) 提出部数

原本1部、副本7部(1部ずつまとめること。)

(2) 提出方法

持参又は郵送(必着)により提出すること。

※持参以外の方法で提出をした場合は、担当あてに電話にて受領確認を行うこと。

7 提案書作成に関する注意事項

- (1) 広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務仕様書を参考に提案すること。
- (2) 本業務プロポーザルに要した費用については、事業提案者が負担するものとする。
- (3) 提案書の枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

8 本件の予算額

16,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の予算を目安に提案書を作成すること（見積額は、本件の予算額以内とする。）。

※受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限価格での契約を約するものではありません。

9 業者選定

- (1) 広川町の魅力発信と移住定住促進のためのデジタルWEB雑誌・動画及びパンフレット等制作業務プロポーザル審査委員会において、提案書の内容を下記評価基準により審査し、合計点の最上位の者を受託候補者とする。

評価項目		審査の視点
企画内容等	1 実施方針	作成コンセプトは、事業の目的に合っているか。 事業内容に関する理解度はあるか。
	2 対象者の適正	広川町の魅力をわかりやすく伝える内容であるか。
	3 企画及び構成	企画の内容は、全国に対して広川町の魅力を伝え、理解を深めることができるものになっているか。
業務遂行能力	4 実施体制	担当者や責任者の配置を適切に想定しているか。
	5 計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。
	6 業務管理	担当者の守秘義務や、利用者の個人情報の取り扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか。
	7 実績	過去2年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。
経費	8 優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。

- (2) 提案者が1名の場合も、総合評価点が7割を超えており、且つ、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を受託候補者として選定する。

10 提出書類作成上の注意点

- (1) 参加申込書及びプロポーザル参加資格に関する誓約書の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を参加辞退届（様式第4号）で連絡すること。
- (2) 提出する提案は、各社1件とする。

- (3) 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (7) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。

11 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、速やかにプロポーザル参加各社宛に書面で通知する。
- (2) 選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。